（申請書の記載事項）

第五十一条の二　法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び前号に掲げる事項

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図

イ　路線

ロ　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

三～十二　（略）

十三　自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

十四　特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九　法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第五十一条の十六第一項に規定する運転者の確保

三　福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者その他の乗務員の確保

四　特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六の二第一項第一号に規定する特定自動運行保安員の確保

五～八　（略）

（軽微な事項の変更の届出等）

第五十一条の十三　法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第三号及び第五号に掲げる事項

2～4　（略）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二　法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新設）

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、路線図

（新設）

（新設）

三～十二　（略）

（新設）

（新設）

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九　法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者その他の乗務員の確保

（新設）

（新設）

三～六　（略）

（軽微な事項の変更の届出等）

第五十一条の十三　法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一～七　（略）

（新設）

2～4　（略）